利益相反管理方針

アイエヌジー バンク エヌ・ヴィ 東京支店

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の 進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の 利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、アイエヌジー バンク エヌ・ヴイ 東京支店(以下「当行」 といいます。)においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益 相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、銀行法(昭和 56 年 6 月 1 日法律第 59 号)上の銀行であるとともに、 金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)上の登録金融機関ですが、 これらの法令に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管 理方針(以下「本方針」という。)を策定いたしました。

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当行、当行を所属銀行とする銀行代理業者 又は当行の親金融機関等若しくは子金融機関等です(当行を所属銀行とする銀 行代理業者又は当行の親金融機関等若しくは子金融機関等のことを「当行関係 者」といいます。)。

「親金融機関等」とは、当行の①親法人等(銀行法施行令第4条の2第2項で定義された「親法人等」をいいます。以下同じ。)、②親法人等の子法人等(同項で定義された「子法人等」をいいます。以下同じ。)・関連法人等(同条第3項で定義された「関連法人等」をいいます。以下同じ。)、又は③特定個人株主(当行の総株主の議決権の過半数を保有している個人)に係る子法人等・関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)保険会社(外国保険会社等も含む。)、(d)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者、及び(e)銀行法施行令第4条の2の2第2項又は金融商品取引法施行令第15条

の28第2項に規定するその他の者のいずれかに該当する者をいいます。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等又は関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)保険会社(外国保険会社等も含む。)、(d)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者、及び(e)銀行法施行令第4条の2の2第4項又は金融商品取引法施行令第15条の28第2項に規定するその他の者のいずれかに該当する者をいます。

3. 利益相反のおそれのある取引の類型・特定等のプロセス

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当行又は当行関係者が行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます。)です。

利益相反は、①当行又は当行関係者と顧客の間、又は②当行又は当行関係者の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「顧客」とは、当行、当行を所属銀行とする銀行代理業者又は当行の子金融機関等の行う「銀行関連業務」又は「金融商品関連業務」に関して、①既に取引関係のある顧客、又は、②取引関係に入る可能性のある顧客をいいます。ただし、国内業務(当行又は当行関係者が日本国内において行う業務をいいます。)と関連性が認められない子金融機関等の顧客を除きます。

「銀行関連業務」とは「銀行が営むことができる業務」をいいます。具体的には、固有業務(預金・融資・為替取引)(銀行法10条1項)のほか、付随業務(同条2項)、他法金商業等(同法11条)や法定他業(同法12条)など、およそ銀行が営むことができる業務が含まれます。

「金融商品関連業務」とは、①登録金融機関の行う登録金融機関業務、②当該登録金融機関の子金融機関等が行う(i)金融商品取引業(子金融機関等が金融商品取引業者の場合)、(ii)登録金融機関業務(子金融機関等が登録金融機関の場合)、(iii)金融商品取引法35条1項に規定する金融商品取引業に付随する業務(子金融機関等が第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者の場合)をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては以下のものが考えられます。 しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の 判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれ のある取引」となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、 将来の追加・修正がありうることにご注意下さい。

- ○助言やアドバイスを通じて、顧客が自己の利益を優先させてくれると合理的 な期待を抱く場合(忠実義務型)。
- ○顧客の犠牲により、当行又は当行関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合(忠実義務型)。
- ○顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若 しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合(忠実義 務型)。
- ○当行又は当行関係者が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合(自己代理型)。
- ○当行又は当行関係者が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合 (双方代理型)
- ○当行又は当行関係者が保護すべき顧客の取引相手との間で、顧客と競合する 取引をする場合(競合取引型)。
- ○当行又は当行関係者が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の 利益を得る取引をする場合(情報利用型)。
- ○当行又は当行関係者が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の 取引と同様の条件の取引が期待できない場合(取引の内部化型)。

なお、当行は、利益相反に該当するか否かの判断において、当行及び当行グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

銀行法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は本方針の対象となっておりません。

(3) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるもの及びこ

れらに類する取引が考えられます。

- ・競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合。
- ・顧客に対し資金調達やM&Aに係る助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合。
- ・顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
- ・資金調達に係る助言の提供先又は与信先等である顧客に関する投資リサーチを提供する場合。
- ・一方の顧客に対して企業防衛アドバイスしているところ、当該顧客を買収しようとしている競合関係・対立関係のある他の顧客に対して融資をする場合。
- ・有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。
- ・顧客から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合。
- ・自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、顧客に推奨・ 販売する場合。
- ・関係会社が発行又は組成する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客の資産に組入れる場合。更に、これらについて自己がバック・ファイナンスを行っている場合。
- ・広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる場合 (当行がグループ内の証券会社等に注文を出す場合等)。
- ・当行又は当行関係者の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興(非金銭的なものを含む。)の供応を受ける場合。

(4) 利益相反のおそれのある取引等の特定のプロセス

① 営業部門の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、上記(2)の類型に該当するおそれがあると判断した場合であって、当該営業部門と顧客との間の利益相反が問題となる取引について定型的な判断が可能である場合又は既に当該類型に該当する取引の取り扱いについて社内のガイドラインがある場合は、営業部門の役職員のみの判断で、「利益相反のおそれのある取引」の「特定」及びその「管理方法」の選定が可能です。

この場合であっても、コンプライアンス部又は当該営業部門の内部管理担当

者から「利益相反のおそれのある取引」の「特定」又は「管理方法」の指示が あった場合にはそれに従ってください。

また、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか、又は、その管理方法について、疑問がある場合は、コンプライアンス部又は当該営業部門の内部管理担当者の判断を仰いでください。

営業部門の判断と利益相反管理統括部署であるコンプライアンス部の判断が 異なる場合は、コンプライアンス部の判断が優先されます。

② 営業部門の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、上記(2)の類型に照らして、利益相反のおそれのある取引に該当するおそれがあると判断した場合であって、上記①以外の場合は、直ちに、利益相反管理統括部署であるコンプライアンス部に報告し、その指示を仰ぎます。この場合、利益相反管理統括部署であるコンプライアンス部は「利益相反のおそれのある取引」の「特定」及びその「管理方法」の選定を行います。

ただし、当行又は当行グループのレピュテーションにかかわる場合等重大な 判断を要する場合は、当行の支店経営会議(BMC)において「利益相反のおそれの ある取引」の「特定」及びその「管理方法」の選定を行います。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保いたします(次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。)。

- ○対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- ○対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- ○対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- ○対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法(ただし、当行又は当行関係者が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当行のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス部

長をその長とします。

利益相反管理統括部署は、いかなる他の部門の責任者からも具体的な業務についての指示を受けません。

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の職責

利益相反管理統括部署は、業務担当部署及び子金融機関等から独立した立場で以下の職責を担います。ただし、利益相反管理統括部署が当行の子金融機関等に対して指示を行う場合、又は、当行の子金融機関等から利益相反管理統括部署に対して報告を行う場合は、当該子金融機関等における内部管理を所管する部署を経由して行なうものとします。

対象取引を特定するとともに、対象取引に関する適切な利益相反管理の実施を 当行、当行を所属銀行とする銀行代理業者又は当行の子金融機関等の業務担当 部署に対して指示いたします。

利益相反管理統轄部署は、4半期ごとに、特定・管理した「利益相反のおそれのある取引」を支店経営会議 (BMC)へ報告いたします。ただし、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事項については、速やかに支店経営会議 (BMC)に報告いたします。

子金融機関等の対象取引を含め、定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当行、当行 を所属銀行とする銀行代理業者又は当行の子金融機関等の業務担当部署に対す る適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。

当行及び当行の子金融機関等の役職員に対し、本方針及び利益相反管理規程を 踏まえた利益相反の管理について研修を定期的に実施し、利益相反のおそれの ある取引の管理についての周知徹底いたします。

(3) 記録·保存

営業部門の役職員が利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を

行った場合、当該営業部門の内部管理担当者がその措置について記録し、作成の日から5年間保存します。この場合、営業部門の内部管理担当者は、当該記録の作成後又は利益相反管理統轄部署が請求した場合、当該記録の写しを直ちに利益相反管理統轄部署に送付します。

利益相反管理統轄部署が利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を行った場合、利益相反管理統轄部署の担当者は、当該措置について記録し、 作成の日から5年間これを保存します。

(4) 内部監査部による内部監査

当行の内部監査部は、利益相反管理統括部署をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、リスクベース・アプローチに基づく定期的な検証を行ないます。

附則

平成21年5月27日支店経営会議(BMC)策定